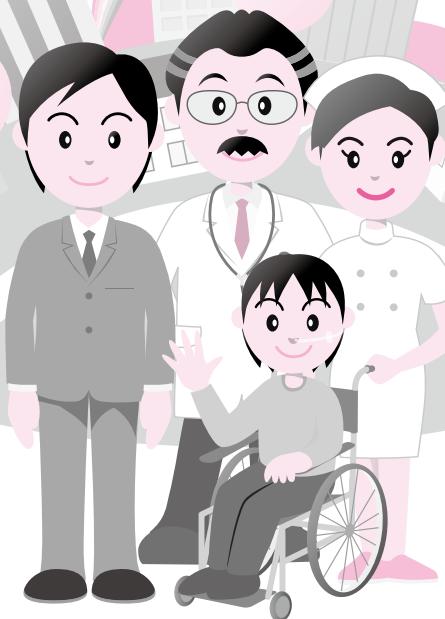


特別支援学校における 幼児児童生徒の医療的ケア



特別支援学校では医療的ケアが行われています。関係するたくさんの方々が「学校における医療的ケア」について正しく理解し、互いに協力し合いながら、安全で安心な医療的ケアを実施することにより幼児児童生徒が充実した学校生活を送れることを願って、本リーフレットを作成しました。

令和4年3月

富山県教育委員会
特別支援学校医療的ケア運営協議会

1 学校における医療的ケア

医療的ケアとは、たんの吸引や経管栄養など日常的に行われている医療行為のことです。学校では、医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）の教育を受ける機会を確保するために、学校内で医療的ケアを実施しています。医療的ケアの実施に当たっては、本人・保護者・主治医・学校・教育委員会が相談・連携・協力しながら進めていくことが必要です。

(1) 目 的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活の中で、充実した教育活動を行うことができるようになります。

(2) 対象となる幼児児童生徒

医師がいない状況下でも、主治医指示書により医療的ケアを安全に受けることができ、学習活動に参加できる幼児児童生徒です。

(3) 内 容

学校で実施可能な医療的ケアの内容の判断は、それぞれの学校の医療的ケア安全委員会において、個別に行います。また、必要に応じて学校長と県教育委員会が協議を行います。

そのうえで、どのような医療的ケアを、だれが、どのような方法で実施するかを決定します。

実 施 者	内 容 ・ 役 割
医療的ケア 看護職員 (以下、看護職員という)	①薬液の吸入 ②酸素吸入 ③吸引（口腔内、咽頭部、鼻腔） ④導尿 ⑤経管栄養 ⑥エアウェイの挿入 ⑦気管切開部の管理 ⑧人工肛門、膀胱ろうの管理 ⑨人工呼吸器の管理 ⑩その他、主治医及び学校長が指示すること
教 員	・保護者、看護職員、養護教諭との情報共有 ・担当する医療的ケア児の健康状態の把握 等
養護教諭	・関係者との連絡 ・校内の医療的ケア児の健康状態の把握 等
保 護 者	①日常の健康管理（主治医による定期的健康診断） ②幼児児童生徒の毎日の健康状態のチェックと学校への連絡 ③必要な器具・物品の準備 ④看護職員による実施が困難な時の医療的ケア

※上に記載の内容の他、実施にあたっての関係者等の役割分担の詳細は、「富山県立特別支援学校医療的ケアガイドラン」(富山県教育委員会)を参照してください。

2 医療的ケアの実施手順

(1) 入学前

- ① 居住する市町村教育委員会の就学相談を受けます。その際、必要な医療的ケアの状況についてお話し下さい。
- ② 特別支援学校での体験学習や教育相談を活用しながら、安全で安心な学校生活を送るためにどのようなことが必要か、保護者の意見をお聞きし、学校生活の中で実施可能な内容や方法について一緒に考えます。また、実施の手続きやスケジュールについて確認します。

(2) 入学後 実施手続き

①学校長へ「医療的ケア実施申請書」を提出（保護者）
※「主治医指示書」添付

②医療的ケア安全委員会での検討（学校長）

③保護者へ「医療的ケア実施通知書」で通知（学校長）

④学校長へ「承諾書」の提出（保護者）

⑤主治医による研修（看護職員）

⑥医療的ケアの実施

※ 学校での医療的ケアは、医療的ケア安全委員会の判断を受け、看護職員が主治医からの個別研修を受けた後に開始されます。入学時だけでなく、医療的ケアの内容の変更時も同様です。そのため、すぐに医療的ケアを実施することができないことがあります。その場合は、保護者に付添いをお願いしています。

※ 医療的ケアの実施に当たっては、家庭での実施状況の把握や緊急時の連絡手段の確保など、学校と保護者の連携が不可欠です。また、日々の健康状態の把握、登校後の健康状態の変化などについて、学校と保護者で十分な情報交換を行い、協力して実施します。

※ 指示書作成にかかる費用は、保護者の負担になります。なお、指示書は原則として1年に一度提出をお願いしています。また、医療的ケアの内容の変更時には、その都度、申請と指示書の提出が必要です。

3 医療的ケアを支える仕組み

医療的ケアを実施する学校には、校長、教頭、医師、養護教諭、看護職員などを委員とする「医療的ケア安全委員会」を設置しています。この委員会では、学校において、安全に医療的ケアが実施できるよう、実施可能な内容や範囲、災害時や緊急時の対応等について検討を行います。

医療的ケアが始まってからも、担任、養護教諭、看護職員が連携して、保護者や主治医と連絡・相談を行い、医師の指導助言の下、安全で円滑に実施できるようにします。

4 緊急時の対応

緊急時には、対応マニュアルに沿って対応します。対応マニュアルは、医療的ケア児一人一人について、主治医の指示のもと、保護者、医療的ケア指導医、地域の医療機関等と相談しながら、医療的ケア安全委員会で策定します。

5 医療的ケア Q & A

Q 1 保護者の付添いが必要な時は、どのような時ですか。

A 1 医療的ケアの実施を新たに申請されたり、内容が変更されたりし、看護職員の研修〔2（2）⑤〕が修了するまでの間、あるいは、お子さんの体調や医療的ケアに伴う心配なことがあるときに、必要に応じて保護者に付添いをお願いすることがあります。また、看護職員が不在の時には、保護者の付添いをお願いしています。

Q 2 医療的ケアは、校外学習でも実施可能ですか。

A 2 校外学習に看護職員が同行することができます。ただし、同行するにあたっては、校外学習先や移動中に安全に医療的ケアが実施できると医師の判断があること、校内の看護職員で、安全に校内の医療的ケアが実施できることなどの要件を満たす必要があります。

Q 3 医療的ケアを受けている児童生徒は、登下校の通学バスに乗ることはできますか。

A 3 通学バスに看護職員は乗車していないので、バス内での医療的ケアは実施できません。バス内での医療的ケアの必要がなく、校長が安全に乗車できると認める場合は、通学バスを利用することができます。

例) 導尿の間隔が2時間の医療的ケア児が登校直前に導尿を行うことしている場合